

名古屋市一時保護事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この実施要綱内容は、社会福祉事務所に来所した居住地がないか又は明らかでない者のうち、一時的な保護を要する者の宿泊等の援護事業（以下「一時保護事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施主体及び運営主体)

第2条 一時保護事業の実施及び運営主体は、名古屋市とする。ただし、当該事業の運営については、次の団体に委託するものとする。

名 称	委託する団体
一時保護事業	名古屋市熱田荘の指定管理者

(対象者)

第3条 一時保護事業の対象者は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条に規定する生活困窮者のうち、一定の住居を持たない生活困窮者であって、次の各号のいずれかに該当する者のうち、次項に該当し、宿泊等の援護を必要とすると社会福祉事務所の長（以下「事務所長」という。）が認めた者（以下「対象者」という。）とする。

(1) 次のア及びイのいずれにも該当する者

ア 本事業の利用を申請した日の属する月における収入の額（同一の世帯に属する者の収入の額を含む。）が、申請日の属する年度（申請日の属する月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法第295条第3項の条例で定める金額を12で除して得た額（以下「基準額」という。）及び住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下であること。

イ 申請日における金融資産の額（同一の世帯に属する者の所有する金融資産を含む。）が、基準額に6を乗じて得た額（当該額が100万円を超える場合は100万円とする。）以下であること。

(2) 事務所長が、緊急性等を勘案し支援が必要と認められる者

2 次の各号のいずれかに該当すること

(1) 名古屋市ホームレス自立支援事業の利用に期間を要する者

(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の要否判定に期間を要する者

(3) その他事務所長が特に一時的な保護を行うことにより、その者の自立更生の一助になると認められる者

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としていない。

- (1) 飲酒者又は粗暴者
- (2) 救急診療又入院医療の必要がある者
- (3) 他人に害を及ぼす恐れがある者

(実施施設)

第4条 一時保護事業を実施する施設及び定員は、次のとおりとする。

施設名	所在地	定員
名古屋市熱田荘	名古屋市熱田区神宮四丁目9番14号	50人

- 2 名古屋市熱田荘においては、居室棟4階、5階の一部及び敷地内に別に設置した事務所を利用して事業を行うものとする。

(事業内容)

第5条 一時保護事業の事業内容は以下のとおりとする。

- (1) 生活困窮者自立相談支援事業に関する事。
 - (2) 生活困窮者一時生活支援事業に関する事。
 - (3) その他生活困窮者の支援に資する事業に関する事。
- 2 前項第1号及び第2号に掲げる事業の実施にあたっては、国が定める「自立相談支援事業の手引き」及び「一時生活支援事業の手引き」（平成27年3月6日付厚生労働省社会援護局地域福祉課長通知）を参考にするものとする。
 - 3 一時保護事業の利用については、無料とする。

(職員配置)

第6条 一時保護事業の実施にあたり、次の各号に掲げる職員を配置する。

- (1) 事業を統括する責任者（以下「一時保護所長」という。）
 - (2) 主任相談支援員
 - (3) 相談支援員
 - (4) その他名古屋市が必要と認める者
- 2 前項第2号及び第3号に規定する職員は、厚生労働省が実施する養成研修を受講し、修了証を受けた者とする。ただし、当分の間はその限りでない。

(利用期間)

第7条 一時保護事業の利用期間は、2週間以内とする。ただし、利用の終了日が社会福祉事務所の休庁日にあたるときは、その直後の開庁日を終了日とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、事務所長は、一時保護所長と協議して1回に限り利用期間を更新することができる。
- 3 一時保護所長は、利用期間の満了した者が退所するにあたり、事務所長と協議して移送費の支給を行うことができる。

(決定等)

第8条 事務所長は、対象者について支援決定を行うとともに一時保護所長に対し、一時保護（更新）依頼書（第1号様式）及び面接記録を送付して、一時保護及び更新の依頼を行うものとする。

2 一時保護所長は、前項による依頼を受けたとき、正当な理由なくこれを拒むことができないものとする。

3 一時保護所長は、第1項による依頼を受けたときは、承諾（不承諾）書（第2号様式）により事務所長に連絡するものとする。

4 施設を利用する対象者は、一時保護所長に対して相談を申し込み、誓約書（第3号様式）を一時保護所長に提出しなければならない。

5 一時保護所長は、前項の対象者に対して利用許可証（第4号様式）を交付することにより、利用許可を行うものとする。

6 一時保護所長は、施設を利用している対象者（以下「利用者」という。）が誓約書に反する行為等により施設の秩序を乱す等、一時保護事業の継続を認めがたい行為を行った場合は、事務所長と協議して利用許可を取り消すことができるものとする。

(連絡)

第9条 事務所長は、利用者が入院又は社会福祉施設に入所した場合は、一時保護所長に対し、速やかに連絡を行うものとする。

2 一時保護所長は、利用者の生活状況等について異動があった場合は、事務所長に対し、速やかに連絡を行うものとする。

(利用許可の取り消し)

第10条 一時保護所長は、第8条第6項に規定する場合の他、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消すものとする。

- (1) 利用期間が満了したとき
- (2) 医療機関・介護機関・社会福祉施設に入院・入所したとき
- (3) 外泊したとき、又は無断で退所したとき
- (4) 退所する意思が明らかなとき

(生活保護の実施責任)

第11条 対象者が施設利用期間中に法による保護を要するに至った場合の保護の実施責任は、当該対象者の施設利用を依頼した事務所長が負うものとする。

(その他)

第12条 この要綱の実施につき、必要な事項については、健康福祉局生活福祉部保

護課長が別に定める。

附 則

この要綱は平成13年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成15年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成16年10月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3年 2月10日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の各要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている申請書等は、この要綱による改正後の各要綱（以下「新要綱」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6年 4月 1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の各要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている申請書等は、この要綱による改正後の各要綱（以下「新要綱」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。